

部活動に係る活動方針

京都府立城南菱創高等学校

1. 目的

部活動は、共通の興味や関心を持つ生徒が、学年やクラスの所属を越えて集団を形成し、顧問の指導の下に、心身の発達を図り、互いの友情を深め、自主的に活動するものである。望ましい集団活動を通して心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸張するとともに集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的実践的な態度を養うことを目的とする。

2. 設置部活動

〔体育系〕

野球部、体操部、バスケットボール部、バレーボール部（女）
ハンドボール部、サッカー部、バドミントン部、剣道部
弓道部、テニス部、ウエイトリフティング部、山楽部

〔文化系〕

吹奏楽部、ボランティア部、放送部、家庭部、美術部、科学部
茶道部、演劇部、フォークソング部、書道部

3. 入部・退部

- ・部への加入・脱退は、所定の手続きを経て顧問の承認を得るものとする。

4. 活動計画

- ・「年間活動計画」については、年度当初に作成し、校長の許可を受けること。
- ・「月間活動計画」については、毎月生徒指導部に提出し、許可を受けること。
- ・校外にて活動を行う場合は、届けを生徒指導部に提出し、許可を受けること。

5. 活動時間

- ・長くとも平日は3時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とすること。

なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。

※平日の活動時間 活動終了 18:00 完全下校 18:30

なお、11月1日から2月末日までを冬期間とし、それぞれ30分早める。

ただし、顧問の付添いがある場合は、それぞれ上限60分の延長ができる。

※早朝練習は、生徒指導部の許可、顧問の付添いのもと行うことができる。

活動時間 7:00～ 始業時刻に余裕を持って授業の準備ができること。

※土・日曜日・祝日及び休業日の活動時間 8:30～16:30

- ・定期考査に係る活動について、1週間前から、考査終了までの部活動は原則として活動を禁止とする。

ただし、公式試合・公式行事・コンクール等が考査前後に行われる場合は、生徒指導部の許可を得て活動することができる。

6. 休養日

- ・ 週当たり 1 日以上設定すること。
※月当たり 2 回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。

7. 合宿規定

- ・ 原則、年度内 1 回、4 泊 5 日まで、場所は近畿圏が望ましい。

8. 部の新設・休・廃部

(1) 部の設立

- ・ 部は、次の条件を満たし、生徒指導部、部顧問会議、部長会議、職員会議を経て校長が許可した場合に設立できる。

- ア 1 年間は、同好会として部活動の規程を守り、良好な実績を認められること。
- イ 部長をおき、1 名以上の顧問をおくこと。
- ウ 体育系については、原則として京都府高等学校体育連盟の種目にあること。
- エ 施設・設備が充足していること。
- オ 活動計画が適性であり、安全確保ができていること。
- カ 経費の見通しがついていること
- キ 週 3 回以上活動していること。

- (2) 学校の特色や育成のために校長が必要と認めた場合に設立できる。

(3) 休部

- 本登録の段階で部員がいない場合は、休部とする。

(4) 廃部

- ・ 次の条件に当てはまる場合は、生徒指導部、部顧問会議、部長会議、職員会を経て校長が廃部を決定する。
- ア 3 年間継続して入部する生徒がいない場合（休部状態）
- イ 学則第 5 章の第 1 2 条に抵触した場合
- ウ 施設・設備の使用状況が著しく悪く改善の見込みがない場合

9. その他